

議案第97号

大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大田原市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号の改正規定を削る。

第36条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第59条の2第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加える。

第85条第2項第2号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

第127条の3第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

第135条第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第3号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。